外国民事訴訟法研究(47)

外国民事訴訟法研究会 (代表者 加藤 哲夫)

「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔5〕

監訳代表 加藤哲夫 山本 研 棚橋洋平 監訳·試訳 中本香織 中山義丸 崔 廷任 蘇 迪 高田 明 向山純子 我妻純子

「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳「5〕

監訳代表 加藤哲夫 山本 研 棚橋洋平 監訳·試訳 中本香織 中山義丸 崔 廷任 蘇 油 高田 明 向山純子 我妻純子

【前注】

本試訳〔5〕より、監訳代表として山本研研究員(早稲田大学法学学術院教 授・比較法研究所研究員)が加わった。また、監訳・試訳者として、中本香織 氏(早稲田大学法学学術院助手), 崔廷任氏(法務博士・早稲田大学大学院法 学研究科博士課程), 蘇迪氏(同・博士課程), 及び, 我妻純子氏(同・博士課 程) が加わった。なお、2016年度以降、伊藤洋平氏(弁護士・早稲田大学大学 院法学研究科修士課程). 金哲氏(弁護士(中国)・早稲田大学大学院法学研究 科修士課程). 坂本明日香氏(同・修士課程)が授業における試訳に参加し. R. 第7001条以降を分担して担当した。

第1001条

- 第1章 事件の開始;手続開始の申立て及び救済命令に関する手続(第 1002条~第1021条) (第1010条まで・比較法学49巻2号;第 1011条~第1021条・同49巻3号)
- 第Ⅱ章 手続上の機関及び手続の運用;通知;関係人集会;調査;選 出;弁護士及び会計士(第2001条~第2020条) (第2006条ま で・同50巻 1 号;第2007条~2020条・同50巻 2 号)
- 第Ⅲ章 請求権、並びに、債権者及び持分権保有者への配当;計画(第 3001条~第3022条) (第3001条~第3011条・本号:第3012条

[※] 本研究は、JSPS 科研費基盤研究 C (平成26年度~28年度) 課題番号26380136 による研究成果の一部である。

以下・次号)

第№章 債務者;義務及び利益(第4001条~第4008条)

第V章 裁判所及び裁判所書記官(第5001条~第5012条)

第以章 倒産財団の蒐集及び清算(第6001条~第6011条)

第Ⅲ章 対審手続(第7001条~第7087条)

第2001条 地方裁判所又は倒産事件上訴合議体への不服申立て (第8001条

~第8028条)

第Ⅲ章 請求権. 並びに. 債権者及び 持分権保有者への配当:計画

◆ R. 第3001条 (請求権の証拠)

- (a) 様式及び内容 請求権の証拠は 債権者の請求権を明示した陳述書と する。請求権の証拠は、その内容において適切な公定様式に従わなければなら ない。
- (b) 作成者 請求権の証拠は、R. 第3004条及び第3005条に規定されるとこ ろを除き 債権者又は債権者によって授権された代理人によって作成されなけ ればならない。
- (c) 請求権を基礎づける情報 (1) 書面の記載に基づく請求権 本項 (3)に規律される請求権を除き、請求権又はその請求権を担保する債務者の 財産上の権利が書面に基づいている場合には、その書面の写しが、請求権の 証拠とともに提出されなければならない。その書面が滅失又は破棄されたと きは、滅失又は破棄の状況を記載した陳述書が、請求権とともに提出されな ければならない。
 - (2) 個人債務者の事件における追加的要件:不遵守に対する制裁 債務者 が個人である事件においては:
 - (A) 元本額に加えて、手続開始申立て前に負担された利息、手数料、支 出、又はその他費用を含む請求権が届け出られた場合には、その利息、手 数料. 支出. 又は費用について項目ごとに整理した陳述書が. 請求権の証 拠とともに提出されなければならない。
 - (B) 債務者の財産上に担保権が主張されている場合には、手続開始申立

ての日時点のいかなる債務不履行をも治癒するために必要な額についての 陳述書が、請求権の証拠とともに提出されなければならない。

- (C) 債務者の主たる住居上に担保権が主張されている場合には、適切な公定様式によって定められた添付書類が、請求権の証拠とともに提出されなければならない。その請求権との関係で、第三者預託金口座が設けられている場合には、手続開始申立ての日時点で作成され、適用ある非倒産法に従った様式で、第三者預託金口座についての陳述書が、請求権の証拠についての添付書類とともに提出されなければならない。
- (D) 請求権を有する者が本条(c)の規定により必要とされる情報を提供しない場合,裁判所は、通知をなし審問を経た上で、次のいずれか又は双方の処分をすることができる。
 - (i) 裁判所がその懈怠が実質的に正当化され又は損害を与えていないと認定する場合でない限り、その請求権を有する者が提出を懈怠した情報を、その事件において、いかなる争いある事項又はいかなる対審手続においても証拠として、いかなる形態においても主張することを排斥すること、又は、
 - (ii) その懈怠によって生じた相当な支出及び弁護士費用を含む、その 他適切な救済を命ずること。
- (3) オープンエンド₍₁₎ 又はリボルビング₍₂₎ での消費者信用契約に基づく 請求権₍₃₎
 - (1) ここでの「オープンエンドでの消費者信用契約」とは、利用目的を特定せずになされる貸付契約を意味すると考えられる(田中・606-607頁、小山・780頁、鴻常夫=北沢正啓編『英米商事法辞典〔新版〕』666頁〔神田秀樹執筆〕(商事法務研究会、1998)参照)。田中・607頁によれば、我が国のクレジット・カードの大半はこれに当たるとされ、本号でも消費者信用契約の場面が規定されている。
 - (2) ここでの「リボルビングでの消費者信用契約」とは、一定限度額内であれば、何度でも貸付がなされる契約を意味すると考えられる(田中・735頁、小山・972頁、鴻=北沢・前掲注(1)824頁〔神田秀樹執筆〕参照)。
 - (3) クレジット債権は手続開始前に(場合によっては複数回)譲渡されていることがあるため、債務者が請求権の証拠を届け出た者の氏名を認識できないことがある。そこで、本号が新設され、クレジット債権の譲受人(買受人)が本号の情報を提供し、債務者がいかなる勘定について誰に対して債務を負担しているかを認識できることとなった。本号の趣旨が以上のようなものであることにつき、FED. R. BANKR. P. 3001 (c) advisory committee's note to 2012

- (A) 請求権が、オープンエンド又はリボルビングでの消費者信用契約に 基づくものである場合―その請求権について、債務者の不動産上に担保権 が主張されている場合を除く―. 請求権の証拠とともに、その勘定に該当 する次の情報のすべてを含む陳述書が提出されなければならない。
 - (i) 債権者がその勘定を購入した先の者の氏名.
 - (ii) その勘定に関する勘定保有者による最も直近の取引時点で. 債務 を負っている相手方の氏名。
 - (iii) 勘定の保有者の最も直近の取引の目付.
 - (iv) その勘定に対する最も直近の弁済の日付、及び、
 - (v) その勘定が、損益について記録された日付。
- (B) 利害関係人の書面の申立てにより、オープンエンド又はリボルビン グでの消費者信用契約に基づく請求権を有する者は、その申立書が送付さ れた後30日内に、申立当事者に対して、本項(1)の規定による書面の写し を提供しなければならない。
- (d) 担保権の対抗要件具備の証拠 債務者の財産上の担保権が主張される ときは、請求権の証拠には、担保権の対抗要件が具備されたことの証拠を添付 しなければならない。
- (e) 譲渡された請求権(a) (1) 請求権の証拠の届出前における担保目的 以外の目的での請求権の譲渡 請求権が、証拠の届出前に担保目的以外の目 的で譲渡されたときは、請求権の証拠は、譲受人又は社債信託証書等若しく は歯型証書の受託者のによってのみ届け出ることができる。
 - (2) 請求権の証拠の届出後における担保目的以外の目的での請求権の譲渡 市場で取引されている短期社債、担保権付社債、又は無担保社債に基づく もの以外の請求権が、請求権の証拠の届出後に担保目的以外の目的で譲渡さ れたときは、その譲渡の証拠は譲受人によって提出されなければならない。

amendment, reprinted in 9 Collier on Bankruptcy, App. 3001, [6] (Alan N. Resnick & Henry I. Sommer eds., 16th ed. 2016) 参照。

⁽⁴⁾ 本項は、請求権の譲渡があった場合における届出名義につき詳細に定め る。日本法にはこのような詳細な規定は存在しないが、届出名義の変更に関 する規定(破113条・破規則35条・民再96条・民再規35条・会更141条・会更 規40条)が設けられている。

^{(5) 「}社債信託証書等若しくは歯型証書の受託者」(indenture trustee) につき、 本試訳[3]の注(6)参照。

裁判所書記官は、速やかに、譲渡人であると申述された者に対して、郵送で、譲渡の証拠の提出があったこと、及び、これに対する異議があれば、その通知の郵送から21日内に又は裁判所が許可した伸長された期間内に異議の申立てがなされなければならないことを通知しなければならない。譲渡人であると申述された者が所定の期間内に異議を申し立て、かつ、裁判所が、通知をなし審問を経た上で、その請求権が担保目的以外の目的で譲渡されたと認定したときは、裁判所は、届出名義を譲渡人に代えて譲受人とする決定をしなければならない。所定の期間内に申述のあった譲渡人により異議の申立てがないときは、譲受人は譲渡人に取って代わるものとする。

- (3) 証拠の届出前における担保目的のための請求権の譲渡 市場で取引されている短期社債,担保権付社債,又は無担保社債に基づくもの以外の請求権が,請求権の証拠の届出前に担保目的で譲渡されたときは,譲渡人若しくは譲受人又は双方は,全額につき請求権の証拠を届け出ることができる。その証拠は,譲渡の条件を明示した陳述書によって裏付けられなければならない。譲渡人又は譲受人のいずれかが請求権の証拠を届け出るときは,裁判所書記官は,速やかに,他方に対して郵送で,届出のあった請求権につき名義人として加わる権利を通知しなければならない。譲渡人及び譲受人の双方が同一の請求権の証拠を届け出るときは,その証拠は,一括されなければならない。譲渡人又は譲受人が請求権の議決権,それについての配当の支払い,又は財団の管理への参加についての,その請求権に関連する権利に関する合意書を提出しないときは、利害関係人の申立てにより,かつ,通知をなし審問を経た上で,裁判所は,以上の事項に関する適切であろう命令を発しなければならない。
- (4) 証拠の届出後における担保目的のための請求権の譲渡 市場で取引されている短期社債,担保権付社債,又は無担保社債に基づくもの以外の請求権が,請求権の証拠の届出後に担保目的で譲渡されたときは、その譲渡の条件の証拠は,譲受人によって提出されなければならない。裁判所書記官は、速やかに、譲渡人であると申述された者に対して、郵送で、譲渡の証拠の提出があったこと、及び、これに対する異議があればその通知の郵送から21日内に又は裁判所が許可した伸長された期間内に異議の申立てがなされなければならないことを通知しなければならない。譲渡人であると申述された者により、所定の期間内に異議の申立てがあったときは、裁判所は、通知をなし審問を経た上で、その請求権が担保目的で譲渡されたか否かを確定しなけれ

ばならない。譲渡人又は譲受人が請求権の議決権、それに対する配当の支払 い、又は財団の管理への参加についての、その請求権に関連する権利に関す る合意書を提出しないときは、利害関係人の申立てにより、かつ、通知をな し審問を経た上で、裁判所は、以上の事項に関する適切であろう命令を発し なければならない。

- (5) 異議又は申立ての送達;審問の通知 本項(2)若しくは(4)の規定によ りなされた異議の写し、又は、本項(3)若しくは(4)の規定によりなされた申 立ての写しは、審問の通知とともに、審問の少なくとも30日前までに、譲渡 人又は譲受人のいずれか適切な者に対して、郵送され又はそうでない場合に は交付されなければならない。
- (f) **証拠としての効果** 本手続規則に従い作成されかつ届出のあった請求 権の証拠は、その請求権の有効性及び額についての一応の証拠となる。
- (g) 合衆国倉庫法及び適用される州法に抵触しない限度において、倉庫証 券、刻み受領証(a)、又は、穀物貯蔵施設により権原の証拠として定型的に発行 される種類の同種の書面は、本法第557条の規定のにより定義されるところに より、一定量の穀物の所有に係る請求権の有効性及び額についての一応の証拠 となる。

◆ R. 第3002条 (請求権又は権利の証拠の届出)

(a) 届出の必要性 R. 第1019条(3)₍₈₎、R. 第3003条、R. 第3004条、及び、 R. 第3005条に規定される場合を除き、無担保債権者又は持分証券保有者は、 認容されるべき請求権又は権利について、その請求権又は権利の証拠を届け出 なければならない。

⁽⁶⁾ 倉庫に貯蔵されている穀物は市場性を有するため、刻々の状況に応じて一 定数量が数次にわたって市場に売却される。そのため、分量的一部の権原が 買手に移ることを証するための書面が、刻み受領証 'scale ticket' である。

⁽⁷⁾ 連邦倒産法第557条は、穀物貯蔵施設を所有し又は運営する債務者に関す る事件に適用される規定である。債務者は市場性のある穀物を取り扱ってい るため、同法第362条・第363条・第365条・第554条の定める手続が同法第 557条によって簡略化されている。

⁽⁸⁾ R. 第1019条(3)については、本試訳[3]参照。

⁽⁹⁾ R. 第5005条は、書面の届出及び送付の方法等を規定しており、これによ れば、原則として、書類等は、事件が係属する裁判所の裁判所書記官に提出 しなければならない。

- (b) **届出の場所** 請求権又は権利の証拠は、R. 第5005条₍₉₎ の規定により届出がされなければならない。
- (c) 届出の期間 第7章清算事件,第12章家族農業者債務調整事件,又は,第13章個人債務者の債務調整事件においては,次の例外を除き,本法第341条(a)の規定により招集される債権者集会のための最初の期日の後90日を超えない期間内に請求権の証拠の届出がされたときは,適時に届出があったものとする。
 - (1) 本法第1308条(10)の規定により提出される納税申告書によって生じる請求権以外のものについて、政府機関によってなされる請求権の証拠の届出が救済命令が発せられた日の後180日内になされたときは、適時に届出があったものとする。本法第1308条の規定により提出される納税申告書によって生じる請求権について、政府機関によってなされる請求権の証拠の届出が救済命令が発せられた日の後180日を超えない期間内に、又は、納税申告書の提出日の後60日内になされたときは、適時に届出があったものとする。裁判所は、請求権の証拠の所定の届出期間満了前になされた政府機関の申立てによってのみ、正当な理由があると認める場合には、政府機関が請求権の証拠の届出をするための期間を伸長することができる。
 - (2) 司法の正義に適い、かつ、事件の運用を不当に遅延させないであろうときは、裁判所は、未成年者若しくは無能力者、又はそれらのいずれかの代理人による請求権の証拠の届出のための期間を伸長することができる。
 - (3) 判決の結果としてある者に有利に生じる無担保債権、又は、判決の結果認容されうることとなった無担保債権は、その判決がその者からの金銭又は財産の回復を内容とするものであるとき、又は、その判決がその者の財産
 - (10) 連邦倒産法第1308条は、債務者が、倒産法以外の適用ある法に基づき、連邦倒産法第341条に基づく債権者集会の最初の開催予定日の前日までに遅れることなく納税申告書を提出しなければならないときは、債務者は、申立時に、四半期の中で課税されうるすべての期について、すべての納税申告書を、適切な税務機関に提出しなければならない、とする。
 - (11) 例として、債務者を売主、相手方を買主とする売買契約が締結され、目的物の引渡しがなされた後に、判決において当該売買契約が無効とされた場合が想定できる。この場合、買主たる相手方から目的物が売主たる債務者へ回復されることとなるが、その反面、買主たる相手方には支払代金についての不当利得返還請求権が成立する。本号はこの相手方に生じる権利についての届出を規定している。

上の権利を否定若しくは無効とするものであるときにおいては、・・・・・その判 決が確定した後30日内に届出をすることができる。その判決が、裁判所が許 可した期間内又はその期間を超えて裁判所が伸長した期間内に満足されない 責任又は履行されない債務を課すものである場合には、その請求権は認容さ れてはならない。

- (4) 債務者の双方未履行契約の拒絶又は債務者の期間満了前の賃貸借契約 の拒絶によって生じた請求権の証拠は、裁判所が定める期間内に届け出るこ とができる。
- (5) 配当を支払うに足る財産がない旨の通知が R. 第2002条(e)(12)の規定 により債権者になされた場合で、かつ、その後に管財人が裁判所に配当の支 払いが可能である見込みを通知した場合には、裁判所書記官は、少なくとも 90日の猶予をもって、郵送で、債権者に対して、その事実、及び、請求権の 証拠の届出がなされなければならない期日について、通知をしなければなら ない。
- (6) 請求権の証拠の届出期間についての通知が海外の住所における債権者 に郵送されている場合には、その期間の満了前又は満了後になされた債権者 の申立てに基づき、裁判所は、通知が債権者に請求権の証拠の届出のための 合理的な期間を与えるためにその状況の下では不十分であると認定するとき は、その期間を60日を超えない期間の限度で伸長することができる。
- ◆ R. 第3002.1条(債務者の主たる住居に存在する担保権によって担保される 請求権に関連する通知)
- (a) 総則 本条は、第13章事件において、(1)債務者の主たる住居にお いて担保権によって担保される請求権で、かつ、(2) 本法第1322条(b)(5)(g) の規定により債務者の再生計画において定めが置かれた請求権について適用さ れる。
- (b) 支払いの変更の通知 本条(a)にいう請求権を有する者は、利息の調 整又は第三者預託金口座の調整によって生じるいかなる変更をも含むいかなる

⁽¹²⁾ R. 第2002条(e)については、本試訳[3]を参照。

⁽¹³⁾ 連邦倒産法第1322条(b)(5)によれば、再生計画に定められた最終の弁済 期日の後に最終の弁済の日が到来する無担保又は担保付きの請求権につき. 事件が係属している間において不履行が相当の期間内に治癒されること及び 弁済が維持されることを定める条項を再生計画案に置くことができる。

支払額の変更の通知をも、その新たな額での弁済の履行期が到来する前21日を超えないで、裁判所に対して提出し、かつ、債務者、債務者の代理人、及び管財人に対して、送達しなければならない。

- (c) 手数料,支出,及び費用の通知 (a)にいう請求権を有する者は、(1) 倒産手続開始申立てがなされた後に請求権との関連において負担された手数料,支出,及び費用であって、かつ、(2)(a)にいう請求権を有する者の主張によれば、債務者に対して請求可能であり、又は、債務者の主たる住居に対して請求可能である、すべてのものを項目ごとに整理した通知を、裁判所に対して提出し、かつ、債務者、債務者の代理人、及び管財人に対して、送達しなければならない。140。この通知は、これらの手数料、支出、及び費用が負担された日の後180日内に送達されなければならない。
- (d) 様式及び内容 本条(b)又は(c)の規定により提出され送達される通知は、適切な公定様式に規定されるところにより作成されなければならず、(a)にいう請求権を有する者の請求権の証拠の追加資料として提出されなければならない。この通知は、R. 第3001条(f)には服さない。
- (e) 手数料,支出,又は費用の決定 本条(c)の規定による通知の送達の後1年内になされた債務者又は管財人の申立てに基づき,裁判所は,通知をなし審問を経た上で,主張されている手数料,支出,又は費用の支払いが,本法第1322条(b)(5)の規定により,不履行を治癒し又は支払いを維持するために,これを定める基本合意及び適用ある非倒産法によって必要とされているものであるか否か(5)について,決定しなければならない。
- (f) 治癒のための最終支払の通知 債務者が計画に基づきすべての支払いを完了した後30日内に、管財人は、債務者がその請求権についてのいかなる不履行をも治癒するために必要とされる額を満額で支払いをした旨の通知を、裁判所に対して提出し、かつ、(a)にいう請求権を有する者、債務者、及び債務者の代理人に対して、送達しなければならない。その通知は、(a)にいう請求権を有する者に対して、(g)の規定により答弁書を提出し送達するという(a)

⁽¹⁴⁾ ここにいう「手数料,支出,及び費用」とは、執行手続の費用や管理費用 をいうと考えられる。

⁽¹⁵⁾ 連邦倒産法第1322条(e)は、計画案に不履行の治癒が記載されている場合には、当該不履行を治癒するために必要な額については、債務不履行の原因となった合意及び適用ある非倒産法に従って決定されなければならない、と規定する。

にいう請求権を有する者が負担する義務についても通知しなければならない。 治癒のための最終の支払いがなされ、計画に基づく支払いがすべて完了したこ とを債務者が主張し、かつ、管財人が本項の規定により必要とされる通知を所 定の期間内に提出して送達することをしない場合には、債務者はその通知を提 出し送達することができる。

- (g) 治癒のための最終支払の通知への答弁書 本条(f)の規定による通知が 送達された後21日内に (a)にいう請求権を有する者は (1) 債務者がその請 求権についての不履行を治癒するために必要とされる額を満額で支払ったこと についての(a)にいう請求権を有する者の同意の有無. 及び. (2) そうでない 場合には債務者が本法第1322条(b)(5)の規定に従ってすべての支払いを現在 継続しているか否かを記載した陳述書を、裁判所に対して提出し、かつ、債務 者、債務者の代理人、及び管財人に対して、送達しなければならない。その陳 述書は、(a)にいう請求権を有する者が、陳述書記載の日現在において未払い のままであると主張するものがあれば、必要とされる不履行を治癒する額又は 手続開始の申立て後の額を項目ごとに整理して記載しなければならない。その 陳述書は、(a)にいう請求権を有する者の請求権の証拠を補充するものとして 提出されなければならず、R. 第3001条(f)には服さない。
- (h) 最終の治癒及び支払いの決定 本条(g)の規定による陳述書の送達後 21日内になされる債務者又は管財人の申立てに基づき、裁判所は、通知をなし 審問を経た上で、その債務者が不履行を治癒したか否か、及び、申立後に生じ た必要とされるすべての額について支払いをしたか否かについて、決定しなけ ればならない。
- (i) **通知の懈怠** (a)にいう請求権を有する者が、本条(b)、(c)、又は(g) の規定により必要とされている情報を提供しなかった場合には、裁判所は、通 知をなし審問を経た上で、次の処分のいずれか又は双方をなすことができる。
 - (1) 裁判所がその通知の懈怠が実質的に正当化され又は損害を与えてい ないと認定する場合でない限り、その請求権を有する者が通知を懈怠した情 報を、その事件において、いかなる争いある事項又はいかなる対審手続にお いても証拠として、いかなる形態においても主張することを排斥すること、 又は.
 - (2) その通知の懈怠によって生じた相当な支出及び弁護士費用を含む、そ の他適切な救済を命ずること。

- ◆ R. 第3003条 (第9章地方公共団体の債務調整事件又は第11章更生事件における請求権又は持分証券上の権利の証拠の届出)
- (a) 本条の適用 本条は、第9章及び第11章の事件に、適用される。
- (b) 負債一覧表及び持分証券保有者名簿 (1) 負債一覧表 本法第521 条(1)(16)の規定により裁判所に提出された負債一覧表は、債権者の請求権の有効性及び額が、争われているものとして、条件付きのものとして、又は、確定していないものとして一覧表に記載されていない限り、債権者の請求権の有効性及び金額についての一応の証拠となる。本条(c)(2)において規定されているところを除いて、債権者又は持分証券保有者が、請求権又は権利の証拠の届出をすることは必要とされない(17)。
 - (2) 持分証券保有者名簿 R. 第1007条(a)(3)(18)の規定により提出された持分証券保有者名簿は、持分証券上の権利の有効性及び金額についての一応の証拠となり、かつ、それらの権利を保有する者が権利の証拠の届出をすることは必要とされない(19)。
- (c) 請求権の証拠の届出 (1) 届出をすることができる者 債権者又は 社債信託証書等若しくは歯型証書の受託者は、本条(c)(3)の規定により定め られている期間内に、請求権の証拠の届出をすることができる。
 - (2) 届出をしなければならない者 請求権又は権利が名簿に記載されていない,又は,争われているものとして,条件付きのものとして,若しくは確定していないものとして記載されている請求権又は権利を有する,債権者又は持分証券保有者は,本条(c)(3)の規定により定められている期間内に,請求権又は権利の証拠の届出をしなければならない。そのような届出をするこ

⁽¹⁶⁾ 原典である。http://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title11/title11a/node2&edition=prelim(最終閲覧日2016年11月25日)の R. 第3003条では、「§521(1)」と表記されているが誤植であると思われる。正確には「§521(a)(1)」である。なお、同条につき R. 第3003条(c)(4)参照。

⁽¹⁷⁾ このような取扱いは、日本の民事再生法にいう「自認債権」(民再第101条3項参照)の取扱いに相当する。債権者名簿に記載されている債権者はその請求権の届出をしなくとも失権しないことを意味する。

⁽¹⁸⁾ R. 第1007条(a)(3)については、本試訳[1]参照。

⁽¹⁹⁾ 日本の会社更生法では、会社更生手続に参加することができる株主は株主 名簿に拠っており、その権利の届出を必要とされない(会更165条1項・2項 参照)。他方、名簿に記載のない株主は、その申立てによる裁判所の許可に 基づいて手続に参加することができる(同条3項前段参照)。

とを懈怠したいかなる債権者も、議決権の行使及び配当との関係ではその請 求権につき、債権者としては扱われない。

- (3) 届出の期間 裁判所は、請求権又は権利の証拠を届け出ることができ る期間を定めなければならず、理由があると認めるときはその期間を伸長す ることができる。その期間の満了にもかかわらず、請求権の証拠は、R. 第 3002条(c)(2). (c)(3). (c)(4). 及び(c)(6)の規定により定められている範 囲において、かつ、条件に従って、届出をすることができる。
- 請求権又は権利の届出の効果 本項の規定に従い作成され、届出がな された請求権又は権利の証拠は、本法第521条(a)(1)の規定によるその請求 権又は権利の一覧表の記載に優先するものとする。
- (5) 社債信託証書等又は歯型証書の受託者による届出 社債信託証書等又 は歯型証書の受託者は、その者が受託者とされている信託証書に従い発行さ れた証券の. 知れていると知れていないとを問わずすべての保有者のため に、請求権の届出をすることができる。
- (d) 証券保有者としての地位を登録する権利の証拠 R. 第3017条. R. 第 3018条. 及び R. 第3021条(20) との関係. 並びに. 通知を受領することとの関係 では、登録された証券保有者ではない者は、名簿上の証券保有者として取り扱 われる権利をその者に付与する事実を記載した陳述書を提出することができ る。その陳述書に対する異議は、いかなる利害関係人によってもすることがで きる。

◆ R. 第3004条 (債務者又は管財人による請求権の届出)

債権者が所定の期間内に R. 第3002条(c) 又は R. 第3003条(c) (21) の規定によ り請求権の証拠の届出をしていないときは、債務者又は管財人は、R. 第3002 条(c) 又は R. 第3003条(c) のいずれか適用される規定による請求権の届出期間

⁽²⁰⁾ R. 第3017条は、第9章地方公共団体の債務調整事件及び第11章更生事件 での開示説明書の裁判所による審理手続を規定している。R. 第3018条は、 第9章及び第11章における計画案の同意又は拒絶の手続を規定している。 R. 第3021条は、計画案の下での弁済の手続を規定している。

⁽²¹⁾ R. 第3003条(c)によれば、債権者名簿に記載されている債権者はその有す る請求権の届出をしなくとも失権しないが、同名簿に記載されていない等の 事由がある債権者は、その有する請求権の届出をしないと失権することにな る。

が満了した後30日内に請求権の届出をすることができる(22)。裁判所書記官は、 速やかに、債権者、債務者及び管財人にその届出を通知しなければならない。

◆ R. 第3005条 (保証人,連帯保証人,裏書人,又はその他の共同債務者の請求権の届出、計画案の同意又は拒絶)

- (a) 請求権の届出 債権者が R. 第3002条(c) 又は R. 第3003条(c) の規定により請求権の証拠の届出を所定の期間内にしないときは、債務者とともにその債権者のために債務を負担し若しくは債務を負担することがある者、又は、その債権者のために担保を供した者は、R. 第3002条(c) 又は R. 第3003条(c) のいずれか適用される規定による請求権の届出期間が経過した後30日内に、請求権の証拠の届出をすることができる(23)。原債権が配当される額だけ減少するであろうとの十分な証拠に基づく場合を除いて、その請求権につきいかなる配当も実施されない。
- (b) 計画案への同意書又は拒絶書の提出;債権者の代替 本条(a)前段の 規定により請求権の届出をなした者は、知れているときは債権者の氏名で、又 は知れていないときはその者自身の氏名で、計画案に関する同意書又は拒絶書を提出することができる。ただし、債権者が、R. 第3003条(c)の規定により認められている期間内に請求権の証拠を提出するとき、又は、債権者が、その者は債権者自身の利益のために行動するとの債権者の意思の通知を計画認可の前に提出するときは、債権者が、その有する請求権に関し、その義務を履行する者に取って代わるものとする。

⁽²²⁾ 本条は、R. 第3002条(c) 又は R. 第3003条(c) の規定する場面において、届 出の追完を許している。

⁽²³⁾ 連邦倒産法第501条(b)によれば、債務者とともに共同して債権者に対して債務を負担する者又は担保を供した者は、債権者がその有する請求権の届出をしなかった場合に、債権者が有する請求権の届出をすることができると規定している。このような取扱いは、債権者が請求権の届出による権利行使をしない場合には、原債権につき共同債務者が債権者に代わってその請求権を行使することを許すものである。日破104条3項、並びに、日民再86条2項による破104条3項の準用と読み替え、及び、日会更135条2項による破104条3項の準用と読み替えは、この連邦倒産法第501条(b)及びR.第3005条に対応するものといえる。

◆ R. 第3006条 (請求権の届出の取下げ;計画案の同意又は拒絶の効果)

債権者は、本条に規定されるところを除き、届出の取下げの通知を提出することによって、請求権の届出を正当に取り下げることができる。債権者が請求権の証拠を届け出た後にそれに対する異議が述べられたとき若しくは対審手続においてその債権者を相手として訴えが提起されたとき、又は、その債権者が計画案について同意若しくは拒絶し又はその他その事件の重要な段階に関与していたときは、その債権者は請求権の届出を取り下げることはできない。ただし、その取下げが、管財人又は財産の占有を継続する債務者、及び、本法第705条(a)の規定により選出され(24)又は第1102条の規定により選任された(25)債権者委員会に対する通知に基づく審問を経た後の裁判所の命令に基づくときは、この限りではない。裁判所のその命令は、裁判所が適切とみなす要件及び条件を含むものとする。裁判所が別段に命じない限り、請求権の届出の適法な取下げは、計画案についての関連するいかなる同意又は拒絶の撤回をも構成する。

◆ R. 第3007条 (請求権に対する異議)

- (a) 請求権に対する異議 請求権の認容に対する異議申立ては、書面によりかつ裁判所に提出されなければならない。異議申立てについての審問期日の通知を付記した異議申立書の写しは、その審問期日の少なくとも30日前までに、異議が述べられた債権者、債務者、財産の占有を継続する債務者及び管財人に対して郵送その他の方法で交付されなければならない。
- (b) **対審手続を求める救済の申立て** 利害関係人は、請求権の認容に対する異議申立てには R. 第7001条に規定される種類の救済申立て(26) を含んではな
 - (24) 連邦倒産法第705条(a)によれば、第7章清算事件においては3人以上11人 以下の無担保債権者から構成される債権者委員会を債権者集会において選出 することができる。
 - (25) 連邦倒産法第1102条(a)(1)によれば,第11章更生事件では,連邦管財官はその額が上位7番目までの無担保債権者(同条(b)(1)参照)で構成される委員会を選任しなければならず,さらに連邦管財官の裁量により追加的に無担保債権者委員会を選任することができるとされている。
 - (26) R. 第7001条は、対審手続によらなければならない手続を列挙している。 本条における認容された請求権に対する異議の申立てがその請求権の存否又 は額についてのものである以上、この異議事由には R. 第7001条により対審 手続が必要とされる事由を含んではならないものとしている。他方で、

らないが、対審手続においては異議の主張を含むことができる。

- (c) 数個の請求権の認容に対する異議の同時主張に対する制限 裁判所が 別段に命じた場合又は本条(d)の規定により許された場合を除いて,数個の請求権に対する異議は1つの異議において同時に主張してはならない(の)。
- (d) 包括的異議 本条(e)の規定に従い,数個の請求権に対する異議は,そのすべての請求権が同一の者によって届出のあったものであり,又は,その 異議が次の事由によってのみ請求権の全部又は一部につき認容されるべきでは ないとの理由に基づくときは,包括的異議として同時に主張することができ る。
 - (1) それらの請求権が他の請求権と重複すること、
 - (2) それらの請求権が誤った事件において届け出られたこと.
 - (3) それらの請求権がその証拠の届出のあった後に変更されたこと、
 - (4) それらの請求権が所定の期間内に届け出られなかったこと.
 - (5) それらの請求権が、本法、適用ある手続規則又は裁判所の決定に従ってその事件係属中に弁済を受け又は放棄されたこと、
 - (6) それらの請求権が、適用される手続規則に適合しない方式により提示され、かつ、異議者はその不適合を理由としてその請求権の有効性を判断することができないと異議で主張されていること.
 - (7) それらの請求権がその元本ではなく、利息であること、又は
 - (8) それらの請求権が本法第507条の規定による上限額を超える額について優先権を主張しているものであること。
- (e) 包括的異議の要件 包括的異議は.
 - (1) 異議を述べられた請求権者がその異議においてその氏名及び請求権を主張していることを明確に明示しなければならず.
 - (2) 請求権者をアルファベット順に記載し、請求権の番号との相互参照を記載し、かつ、適切であるときは請求権の種類ごとに請求権者を一覧にしなければならず。
 - (3) 各請求権に対する異議の事由を記載し、かつ、記載された異議の事由

R. 第7001条により対審手続が必要とされている手続において、その異議事由を主張することが許されることを、本条は明らかにしている。

⁽²⁷⁾ 本項及び本条(d)によれば、数個の請求権が同一の者によって届出がなされたものである場合、又は、異議が本条(d)の規定による事由に基づくものである場合に限って、単一の申立てで異議を主張できることになる。

に関連する包括的異議における頁番号の相互参照を明示していなければなら ず.

- (4) そのタイトルにおいて異議者の身元及び異議の事由を記載しなければ ならず
- (5) 同一の異議者によってなされたその他の包括的異議と連続して番号が 付されていなければならず、かつ.
- (6) 異議が述べられた請求権の数が100を超えてはならないものとする。
- (f) 異議の終局性 包括的異議に含まれる請求権に対する異議に関するい かなる決定の終局性も、あたかもその請求権が個別に異議の対象になったよう に確定される(28)。

◆ R. 第3008条 (請求権の再審理)

利害関係人は、倒産財団に対する請求権を認容し又は認容しない決定につき 再審理を申し立てることができる。裁判所は、通知をなし審問を経た上で、適 切な決定をしなければならない。

◆ R. 第3009条 (第7章清算事件における配当金の宣言及び支払い) (20)

第7章清算事件において、債権者に対する配当金は可能な限り速やかに支払 われなければならない。配当金支払のための小切手は、請求権が認容された各 債権者を受取人として、郵送されなければならない。ただし、R. 第9010条(30) の規定に従い第三者に配当を受領する権限を付与する委任状が作成され、その

⁽²⁸⁾ 本項によれば、異議が包括的に主張された場合であってもその内の一部に つき裁判所の決定がなされたときは、その決定のみに対して上訴が可能であ ることとなる。包括的異議は便宜的な方式であるが、他方、それぞれの異議 主張について裁判所の再審理を受ける時官を得た機会を奪ってはならないと の理由による。この点につき、FED. R. BANKR. P. 3008 (f) advisory committee's note to 2007 amendment, reprinted in Alan N. Resnick & Henry I. SOMMER, 2013 COLLIER PAMPHLET EDITION, BANKRUPTCY RULES, PART 2, 215 (2013) 参照。

⁽²⁹⁾ 本条は、配当をできる限り早期に行うこと、及び、その支払いの方法を規 定する。配当額及び配当の時期については裁判所の裁量の範囲内のものであ るが、本条は、債権者が迅速に配当を受ける権利を確認している。

⁽³⁰⁾ R. 第9010条は、裁判所に提出される書面における署名などの方式等を規 定している。

150 比較法学 50 巻 3 号

旨を記載した書面の提出があったときは、この限りではない。この場合、配当金支払のための小切手は、債権者及びその第三者を受取人として、その第三者に郵送されなければならない。

- ◆ R. 第3010条 (第7章清算事件, 第12章家族農業従事者の債務調整事件及び 第13章個人債務者の債務調整事件における少額の配当及び支払い)
- (a) 第7章事件 第7章事件において、管財人は、5ドル未満の額のいかなる配当も、地方手続規則又は裁判所の命令によって許可されない限り、いかなる債権者に対しても実施してはならない。債権者に対して配当が実施されないそのような配当金は、本法第347条(31)の規定による未だ請求のない資金と同様の方法で処理されなければならない。
 - (31) 連邦倒産法第347条(a)によれば、第7章清算事件においては最終の配当があった日から90日を経過した段階で、また、第12章家族農業従事者の債務調整事件及び第13章個人債務者の債務調整事件では最終の弁済が行われた日から90日を経過した段階で、管財人は、未だ配当又は弁済を受領していない者への残余財産からの配当又は弁済は停止しなければならず、その残余財産を裁判所に納付しなければならない。
 - (32) ここにいう第12章事件における「管財人」とは、次のようなものである。 合衆国法典第28編第586条(b)によれば、連邦管財官は、特定の地域で第12 章又は第13章の事件が多く開始されることが確実に見込まれる場合には、そ れらの事件において常置管財官を選任するか、補助連邦管財官を指名するこ とができるとしている。DIP型の第12章家族農業従事者の債務調整事件にお いてこのように常置管財官が選任されている場合に、連邦倒産法第1202条 (a) は、これら常置管財官は管財人としての職務を遂行する旨を規定してい る。これに基づき、同条(b)によれば、この場合の常置管財官(管財人)は、 債務者のすべての財産を説明する責任(連邦倒産法第704条(a)(2)). 債権者 一覧表等の所定の書面を提出する意思の確認(同条(a)(3)). 届出のあった請 求権に対する異議の申述(同条(a)(5)), 債務者の免責許可に対する異議(同 条(a)(6)), 倒産財団の情報の提供(同条(a)(7)), 倒産財団の最終の報告書 及び計算書の作成(同条(a)(9))の義務といった第7章清算事件における管財 人に課せられている責任ないし義務を遂行しなければならない。また、債務 者の財務状況の調査(連邦倒産法第1106条(a)(3)). その調査報告書の作成・ 提出(同項(4))等の義務(同法第1202条(b)(2))を履行し、さらにはリーエン に服する財産の価値や計画案の認可の期日に出頭し審問を受けること、債務 者による計画に従った弁済の確実な履行の開始の保障等(同項(3)~(6))が必 要とされている。

- (b) 第12章事件及び第13章事件 第12章事件又は第13章事件において、管 財人(32)(33)は、15ドル未満の額のいかなる弁済も、地方手続規則又は裁判所の 命令によって許可されない限り、いかなる債権者に対しても実施してはならな い。本項を理由として配当されなかった資金は累積され、その総額が15ドルに 達したときはいつでも弁済されなければならない。残余の資金は、最終の配当 により配当されなければならない。
- ◆ R. 第3011条 (第7章清算事件、第12章家族農業従事者の債務調整事件及び 第13章個人債務者の債務調整事件における未だ請求のない資金)

管財人は、本法第347条(a)の規定により裁判所に納付されることになってい る倒産財団の残余財産から支払いを受けることができる者の、知れているすべ ての氏名及び住所、並びに支払われるべき額の一覧表を裁判所に提出しなけれ ばならない。

〔以下・次号〕

⁽³³⁾ ここにいう第13章事件における「管財人」とは、前掲注(32)において第12 章について述べたところとほぼ同様な職務を遂行する者である(連邦倒産法 第1302条参照)。